

群馬県公契約条例に関する取組方針

～社会経済情勢の変化に対応した公契約の適正な運用のために～

令和 8 年 1 0 月 1 日

群 馬 県

はじめに

公契約の締結は、単に物品、工事又はサービスを調達するための手続にとどまるものではありません。県民生活に関わる公共サービス等の質を確保するとともに、働く人の労働環境の整備、地域経済の振興及び県政課題の解決にもつながる、重要な政策手段の一つです。

こうした認識の下、群馬県では、公契約の基本理念並びに県及び事業者等の責務を定め、双方が対等な立場で協力して公契約に関する施策を推進するため、令和8年3月、「群馬県公契約条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

条例の基本理念を実現するためには、県が責務に基づき公正・公平な入札・契約事務を行い、発注者として適正な予定価格の積算、計画的な発注、契約後の事情に応じた適切な措置や、公契約従事者の労働環境の報告を通じた働く人の環境整備等に取り組むとともに、事業者等が法令を遵守し、公契約従事者の適正な労働条件の確保などに取り組むことが重要です。

本取組方針は、条例第6条に基づき、群馬県が4つの基本理念と6つの責務の下で実施する具体的な取組とその方向性を示すものです。

群馬県は、公契約の当事者である事業者等との相互理解と信頼関係を基礎として、条例に基づく取組を着実に推進します。また、取組の実施状況や社会経済情勢の変化を的確に把握し、必要な見直しを行うことにより、公契約を通じた質の高い公共サービスの提供と持続可能な地域社会の実現を目指します。

（※取組方針で使用する契約区分の定義）

大区分	小区分	定義
【共通】		すべての公契約
【建設工事】		建設工事請負契約
【業務委託】		すべての業務委託契約
	（建設工事関連業務）	建設工事に係る調査・測量・設計等
	（維持管理業務）	除草、伐木、インフラ施設保守等
	（ビルメンテナンス業務）	庁舎の清掃、警備、設備保守等
	（その他の業務）	上記以外の委託業務
【物品】		物品の購入契約

目 次

I	基本理念と県の責務を踏まえた取組方針	4
	基本理念 1 契約の透明性・公正性の確保、談合その他の不正行為の排除	4
	責務 1 不正行為の排除徹底、公正・公平な競争の促進、契約の透明性確保	4
	基本理念 2 総合的に質の高い公共サービスの提供	6
	責務 2 市場価格等の変動への適切な対応	6
	責務 3 計画的な発注と適切な契約期間の設定	6
	責務 4 公契約の性質又は目的に応じた適切な契約方法の選択	7
	基本理念 3 公契約従事者の労働環境の整備、地域経済の振興	8
	責務 5 公契約の適正な締結及び履行に必要な措置と県内事業者の受注機会確保	8
	基本理念 4 県政の課題解決への取組 (事業者が行う社会的価値の実現に資する取組の勘案)	9
	責務 6 その他必要な取組の推進	9
II	取組方針の推進体制	10
III	指定管理者制度における取り扱い	10
IV	資 料	11
	群馬県公契約条例	11
	群馬県公契約条例施行規則	13
	参照法令等	13

I 基本理念と県の責務を踏まえた取組方針

基本理念 1

契約の透明性・公正性の確保、談合その他の不正行為の排除

公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保され、談合その他の不正行為が排除されていること。

責務 1

県は、入札及び公契約における談合その他の不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、公契約の締結に至る過程及び内容の透明性を確保しなければならない。

【共通】

- ① 「官製談合防止法」、「群馬県職員倫理規程」をはじめとする契約行為における職員の不正行為への関与を禁止する規定の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。

（参照）「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）」、「群馬県職員倫理規程」

- ② 入札参加資格審査において、暴力団員でないこと、県税等の滞納がないこと等を入札参加資格の付与要件とする。

（参照）「地方自治法施行令（第167条の4）」、「建設業法（第8条第9項、第12項）」

- ③ 指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が要領に定める措置要件に該当するときは、指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。

（参照）「群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱」、
「物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領」

- ④ 指名停止措置を講じたときは、当該事業者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。

- ⑤ 談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアル等に基づき適正に対応する。

（参照）「談合情報対応マニュアル」

- ⑥ 契約の方法は、一般競争入札を基本とすることにより、競争の公正性及び機会均等性等を確保する。
- （参照）「地方自治法（第 234 条）」
- ⑦ 指名競争入札において、契約の内容に応じ、事業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- （参照）「地方自治法施行令（第 167 条）」
- ⑧ 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法であることから、その必要性や適用については、関係法令等に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。
- （参照）「地方自治法施行令（第 167 条の 2）」
- ⑨ 入札・契約に関する規則や要領等を公表するとともに、必要に応じた見直しを行う。

【建設工事】

- ⑩ 建設工事及び建設工事に係る調査・測量・設計等の業務委託の入札について、計画的な発注を実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。
- （参照）「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（第 5 条第 1 項）」
- 「群馬県建設工事等に関する情報の公表要領」
- ⑪ 競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札参加者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。
- ⑫ 入札参加資格申請に際し、申請者の適格性、級別格付けを審査するため、入札参加資格選定審査委員会により審査を行う。
- （参照）「群馬県建設工事請負業者選定要領（第 3 条）」
- ⑬ 指名業者の決定に当たって、一定の場合は入札参加資格審査委員会や主務課審査委員会の審査を受ける。
- （参照）「群馬県建設工事請負業者選定要領（第 16 条及び第 17 条）」
- ⑭ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について県入札監視委員会で審議し、その概要を公表する。
- （参照）「群馬県公共工事入札監視委員会設置要綱（第 2 条及び第 5 条）」

基本理念 2

総合的に質の高い公共サービスの提供

公契約は、県民の生活に関わる公共サービス等の提供のために行われることを踏まえ、そのサービス等の質を確保するため、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた内容であること。

責務 2

県は、社会経済情勢の変化等を勘案し、原材料費、労務費その他の取引価格、需給の状況等（以下「市場価格等」という。）を踏まえ、適切に予定価格を積算するとともに、市場価格等の変動その他の契約後の事情に配慮し、必要に応じ、契約変更その他の適切な措置を講ずるものとする。

【共通】

- ⑮ 県の契約において、契約後に労務費や原材料費等が変動した場合や資材の入手等が困難になった場合は、状況に応じて協議を実施し、必要な契約変更を行う。

【業務委託（ビルメンテナンス業務、その他の業務）】

重点 項目

- ⑯ 賃金の変動に対しては業務委託契約※におけるスライド制度を活用するとともに、より多くの業種への適用を可能とするよう検討を進める。

（参照）「業務委託契約におけるスライド制度運用の手引き」

※業務委託契約：適用対象は、「庁舎等清掃」、「庁舎等警備（機械警備除く）」、「機械設備の保守管理業務」等の複数年度契約（令和 8 年 10 月 1 日現在）

【建設工事】【業務委託（維持管理業務）】

- ⑰ 労務費、物価、原材料費の変動に対しては、スライド条項（全体スライド・インフレスライド・単品スライド）を適切に運用する。

（参照）「全体スライド運用マニュアル（国土交通省）」

「インフレスライド運用マニュアル（国土交通省）」

「単品スライド運用マニュアル（国土交通省）」

責務 3

県は、公契約の発注に当たっては、特定の時期に集中しないよう計画的に行うとともに、適切な契約期間の設定に努めるものとする。

【共通】

- ⑱ 特定の時期に特定の受注者への発注が集中すること等により、当該受注者に過度な負担を強いることがないよう配慮する。

⑲ 契約期間の算定に当たって、受注者が契約を履行するために十分な期間を設定する。

⑳ 災害等の突発的な事態を除き、計画的な発注を行う。

責務 4

県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その性質又は目的に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。

【共通（物品除く）】

㉑ 入札の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。

（参照）「低入札価格調査制度（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項）」

「最低制限価格制度（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項）」

㉒ 入札・契約の性質又は目的に応じ、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価する総合評価落札方式・プロポーザル方式や企画案を評価する企画コンペ方式を採用する。

（参照）「総合評価落札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）」

「プロポーザル方式（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）」

㉓ 品質確保・責任明確化のため、一括下請、一括委任、一括再委託を禁止又は制限する。

（参照）「建設業法（第 22 条）」

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第 14 条）」

【業務委託（建設工事関連業務）】

㉔ 技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するための方式を採用する。

【建設工事】

㉕ 入札参加資格審査において、工事成績、工事表彰、技術者表彰を評価することを通じて品質の確保を図る。

基本理念 3

公契約従事者の労働環境の整備、地域経済の振興

公契約は、公契約従事者の労働環境の整備及び地域経済の振興が図られるよう、適切な措置が講じられたものであること。

責務 5

県は、公契約従事者の労働環境の整備が図られるよう、公契約の適正な締結及び履行に必要な措置を講ずるとともに、地域経済の振興に資するよう、公契約の性質又は目的に応じて、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

【建設工事】【業務委託】

②⑥ 群馬県公契約条例施行規則（令和 8 年 3 月 26 日規則第 36 号）で定める契約について、事業者等に労働環境の報告を求めることを通じて、公契約従事者の労働環境を把握する。

重点 項目

②⑦ 必要に応じて、事業者への改善通知や労働局等関連機関との連携により、公契約従事者を対象とする労働関連法令の遵守を徹底させる。

②⑧ 労働環境の報告を求めた事業者等について、虚偽報告や正当な理由のない提出拒否等が認められる場合は、指名停止措置を講じる。

【建設工事】

②⑨ 「労務費ダンピング調査」により現場で働く技能労働者の労務費等の適正性を調査する。
（参照）「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（国土交通省）」

【物品】

③⑩ 物品の調達・印刷物の作成に当たって実施する公募型見積合わせ（オープンカウンタ）に参加できるのは、県内に本社又は委任先営業所がある事業者であること。
（参照）「群馬県オープンカウンタ実施要領第 5 条第 1 項第 2 号」

③⑪ 物品の調達・印刷物の作成に当たって実施する公募型見積合わせ（オープンカウンタ）に参加できるのは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者であること。
（参照）「群馬県オープンカウンタ実施要領第 5 条第 1 項第 3 号」

基本理念 4

県政の課題解決への取組（事業者が行う社会的価値の実現に資する取組の勘案）

公契約は、その締結に至る過程において、県政の課題解決に向けて、事業者が行う社会的価値の実現に資する取組が勘案されたものであること。

責務 6

県は、前に掲げるもののほか、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

◎「建設工事」及び「物件の購入及び製造等」の入札参加資格申請において、③②から③⑨の取組を評価する。

③② 共生社会の実現に向けた障害者雇用に関する取組

③③ 仕事と育児の両立を促進するための「次世代育成支援対策推進法」に定める一般事業主行動計画を策定する取組

③④ 女性活躍推進の観点から、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める一般事業主行動計画を策定する取組

③⑤ 誰もが働きやすい環境整備促進のため、「いきいきGカンパニー認証制度」に定める認証の取得に係る取組

③⑥ 事業者の環境配慮への取組として、「群馬環境GS（ぐんまスタンダード）認証制度」、「エコアクション21制度」の認証取得

③⑦ 県内消防団への参加に係る取組として、職員（役員）の群馬県内の消防団への在籍

③⑧ 犯罪者の更正を支援する取組として、「協力雇用主制度」に定める協力雇用主の取組

③⑨ 大企業・中小企業の共存共栄を目指す取組として、「パートナーシップ構築宣言」の登録

④① 県が推進する施策に係る事業者の取組を認証する制度が新設された場合は、必要に応じて入札参加資格審査において評価する。

④② 「建設工事」、「物件の購入及び製造等」の入札参加資格に応じた取組を評価する。

（参照：③②～③⑨、④①）「物件の製造等の契約業者選定要領 別表第3」

「群馬県建設工事請負業者選定要領 別表第1」

Ⅱ 取組方針の推進体制

(1) 学識経験者及び関係団体の意見聴取（条例第8条）

条例の適切な運用を図るため、学識経験者及び関係団体で構成する「群馬県公契約条例推進有識者会議」を設置し、取組方針の策定やその後の見直し、その他重要事項について意見を聴取する。

(2) 庁内の推進体制の整備

関係課長で構成する「群馬県公契約条例推進庁内会議」を設置し、必要に応じて取組状況の把握や情報共有、推進方法の検討を行う。

(3) 県民・事業者・職員への周知・啓発

公契約条例の基本理念や県の取組について、県のHP等の広報媒体で県民や事業者に効果的に周知を行う。

また、職員に対しては研修等の機会を通して公契約条例の理念を共有し、契約・入札事務について意識の向上を図る。

Ⅲ 指定管理者制度における取扱い（条例第9条）

条例及び取組方針の趣旨を、群馬県の「公の施設の指定管理者制度運用に関する基本方針」に反映させた上で、指定管理に関する各種ガイドライン等を通じて、適切な運用を行う。

IV 資 料

○群馬県公契約条例（令和 8 年 3 月 26 日条例第 30 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、県と事業者が対等な立場で公契約を締結することを踏まえ、公契約の基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、相互に協力して公契約に関する施策を総合的に推進することにより、公契約の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 公契約 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、その目的たる給付に対して、県が対価を支払う義務を負うものをいう。
- （2） 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- （3） 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
 - ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者を事業者又はイに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者
- （4） 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- （5） 公契約従事者 公契約に係る業務に従事する者をいう。

（基本理念）

第 3 条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保され、談合その他の不正行為が排除されていること。
- （2） 公契約は、県民の生活に関わる公共サービス等の提供のために行われることを踏まえ、そのサービス等の質を確保するため、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた内容であること。
- （3） 公契約は、公契約従事者の労働環境の整備及び地域経済の振興が図られるよう、適切な措置が講じられたものであること。
- （4） 公契約は、その締結に至る過程において、県政の課題解決に向けて、事業者が行う社会的価値の実現に資する取組が勘案されたものであること。

（県の責務）

第 4 条 県は、入札及び公契約における談合その他の不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、公契約の締結に至る過程及び内容の透明性を確保しなければならない。

- 2 県は、社会経済情勢の変化等を勘案し、原材料費、労務費その他の取引価格、需給の状況等（以下「市場価格等」という。）を踏まえ、適切に予定価格を積算するとともに、市場価格等の変動その他の契約後の事情に配慮し、必要に応じ、契約変更その他の適切な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公契約の発注に当たっては、特定の時期に集中しないよう計画的に行うとともに、適切な契約期間の設定に努めるものとする。
- 4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その性質又は目的に応じて、

多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。

5 県は、公契約従事者の労働環境の整備が図られるよう、公契約の適正な締結及び履行に必要な措置を講ずるとともに、地域経済の振興に資するよう、公契約の性質又は目的に応じて、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

6 県は、前各項に掲げるもののほか、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を有することを認識し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令を遵守しなければならない。

2 事業者等は、公共サービス等の質を確保するため、公契約に基づく債務を適正に履行しなければならない。

3 事業者等は、公契約に基づく債務の履行に伴い、下請負者等と契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づく公正な契約を締結しなければならない。

4 事業者等は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守するとともに、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図らなければならない。

5 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（取組方針）

第6条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

（労働環境整備の確認のための措置）

第7条 県は、規則で定める公契約の相手方である事業者等に対し、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため、報告書の提出を求め、又は必要に応じ自主的な改善措置を促すことその他の必要な措置を講ずるものとする。

（意見聴取）

第8条 県は、この条例の適切な運用を図るため、必要に応じ、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

（指定管理者制度における取扱い）

第9条 県が公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準ずる取扱いをするものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第6条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条及び第8条の規定の例により行うことができる。

○群馬県公契約条例施行規則（令和８年３月２６日規則第３６号）

（趣旨）

第１条 この規則は、群馬県公契約条例（令和８年群馬県条例第３０号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例第７条の規則で定める公契約）

第３条 条例第７条の規則で定める公契約は、次に掲げるものとする。

（１） 工事の請負をその内容とする公契約であって、予定価格が５億円以上のもの

（２） 次に掲げるいずれかの業務の委託を内容とする公契約であって、予定価格が１千万円以上のもの

イ 県の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務

ロ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第２条第５項に規定する機械警備業務を除く。）

ハ 庁舎等の受付又は案内の業務

ニ 電話交換の業務

（３） 前２号で掲げるもののほか、県が公契約従事者の労働環境の整備状況について確認を要する事由が生じたと認める公契約

（委任）

第４条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

○参照法令等

- ・ 地方自治法
- ・ 地方自治法施行令
- ・ 建設業法
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令
- ・ 全体スライド・インフレスライド・単品スライド運用マニュアル（国土交通省）
- ・ 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（国土交通省）
- ・ 群馬県職員倫理規程
- ・ 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱
- ・ 談合情報対応マニュアル
- ・ 群馬県建設工事等に関する情報の公表要領
- ・ 群馬県建設工事請負業者選定要領
- ・ 群馬県公共工事入札監視委員会設置要綱
- ・ 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領
- ・ 業務委託契約におけるスライド制度運用の手引き
- ・ 群馬県オープンカウンタ実施要領
- ・ 物件の製造等の契約業者選定要領